

セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、県内の中小企業者の経営環境は依然厳しい状態が続いていることを踏まえ、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）を継続します。

制度名	セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかの認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号
融資限度額	8,000万円
資金用途	設備資金、運転資金 (県制度融資の既往債務について借換可)
融資期間	12年以内（据置期間3年以内を含む）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有外 年1.10%（固定金利） 責任共有 年1.25%（固定金利）
信用保証料率	責任共有外 年0.4% 責任共有 年0.3% ※借入時の保証料率
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日保証申込分まで

セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠） ご利用の流れ



申し込み先

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

セーフティネット保証 とは

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
(最近1か月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

<令和5年10月1日以降の取扱いの変更点>

- 令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金使途が借換に限定となります(新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了)。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。
- 令和5年9月30日までに市区町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込みが行われたものについては、新規融資資金のみの取扱いも可能です。

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。
(最近1か月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)